

令和 年 月 日

保護者様

新潟県立見附高等学校長
丸山 綾子

出席停止について(通知)

学校保健法安全法により、他の生徒に伝染する恐れのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断・治療を受け、登校の際には下記の証明書を学校に提出してください。

【出席停止となる病気とその期間の基準】

※令和6年10月作成版

- | | |
|--------------|---|
| (1) 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。 |
| (2) 麻疹 | 解熱後3日を経過するまで。 |
| (3) 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 |
| (4) 風疹 | 発疹が消失するまで。 |
| (5) 水痘 | すべての発疹が痂皮化されるまで。 |
| (6) 咽頭結膜熱 | 主要症状消退後2日を経過するまで。 |
| (7) 流行性角結膜炎 | 医師において感染の恐れがないと認められるまで。 |
| (8) 感染性胃腸炎 | 下痢嘔吐症状が軽減したあと、全身状態の良い場合。 |
| (9) 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬療法開始後24時間が経過するまで。 |
| (10) その他の感染症 | 医師が感染のおそれがないと判断するまで。 |

- ① 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談のうえ登校させてください。
- ② 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。
- ③ 病院によっては文書料が必要となる場合がありますので、御承知おきください。
- ④ 「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症」については、別紙の「療養解除届(保護者記入)」を御提出ください。 ※用紙は当校ホームページからダウンロードできます。

治癒証明書

年 組 氏名

診断名

上記の生徒は治癒し、他の生徒に伝染の恐れがないことを通知します。

出席停止を必要とした期間 月 日 ~ 月 日まで

登校してもよいと認められる日 月 日

令和 年 月 日

医療機関名 _____ 医師名 _____ 印